

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成 28 年 6 月 27 日
（名称）荒尾市公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

荒尾市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

荒尾市は、熊本県の西北端に位置し（東経130度26分、北緯32度59分12秒）、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名市、玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県、佐賀県に面している。市域は東西10km、南北7.5km、面積は57.37km²で、東部には本市最高峰の小岱山（筒ヶ岳501.4m）を擁し、西の有明海へとなだらかな丘陵が続いている。

有明海沿岸にあたる市の西部をJR鹿児島本線が南北に運行しており、人口の集積は、主に市の北西部や中央部及び市営住宅等がある箇所に見られる。平成28年4月末現在の人口は54,097人、高齢化率は32.51%と国の平均より高齢化が進んでいる状況である。

本市の路線バス事業は、平成16年度に市営バスを民間移譲して以降、現在では2つの民間事業者により、市内線12系統、長洲・玉名方面への広域線3系統、大牟田方面への広域線3系統の計18系統が運行している。利用状況については、他の地方都市同様、モータリゼーションの進展に伴い自家用車を利用する人が多く、年々減少しているところである。

公共交通の活性化に向けた取組みとしては、市のバス事業者への補助が、市営バスの民間移譲後も利用者の減少に伴い増加する状況であったため、平成24年度に荒尾市地域公共交通活性化協議会を設置し、本市における持続可能で最適な交通体系を構築するため「荒尾市地域公共交通総合連携計画」を策定した。その中で、自家用車などの移動手段を持たない人にとって、路線バスは必要不可欠な移動手段であり、少なくなったとはいえ一日あたり延べ1,047人（H23年度）が利用している状況であることなどを踏まえて、「バス路線を中心としながら、他の交通モードを組み合わせた地域公共交通体系の構築を目指す」とした基本方針を掲げた。その方針のもと、平成24年度に路線バスの運行の効率化を図るために大幅な路線見直しを行い、パターンダイヤの導入や、乗継ぎの強化を図るとともに、利用実態に合わせて、新たな交通モードとして「予約型乗合タクシー」の運行を開始した。その後、モビリティマネジメントや簡易バスロケーションシステムの導入などを行い、公共交通の活性化に継続して取り組んでいるところである。

広域的な状況としては、近隣の玉名市には教育機関（大学1校、高校5校）や多数の医療機関があり、本市と玉名市を結ぶバス路線である「桜山玉名線（地域間幹線）」が住民の移動手段として欠かせない重要な生活幹線となっている。そこで、桜山玉名線の荒尾市側の起点であるバスセンターにおいて市内の各バス路線への乗換えを可能にするるとともに、眼科や耳鼻科などの専門的な医療機関も集積している大型商業施設（あらおシティモール）にも全てのバス路線及び予約型乗合タクシーが乗り入れるようにしたことで、市内の各バス路線及び予約型乗合タクシーと桜山玉名線との接続が向上し、両市住民にとっての地域間のスムーズな移動が可能となった。これらの路線を継続して確保・維持していくことは、住民の通学・通院をはじめとする移動手段の確保のため、必要不可欠である。

今後も、引き続きこの生活交通確保維持改善計画を強力に推進していきながら、生活交通としての利用者に加え、世界遺産に登録された万田坑や西日本有数の遊園地などの豊富な観光資源を活かし、観光客などの新たな需要を喚起しながら利用者のニーズに対応していくため、今後新たに地域公共交通網形成計画を策定し、路線バス等を「守り」「育て」いくことで、地域公共交通体系を存続させていくこととしている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 高齢社会への対応や財政負担の軽減、環境問題等に配慮しながら、利便性の向上を図る。
- ・ 地域公共交通（路線バス等）の利用者の増加を目指す。
- ・ 市民みんなで地域公共交通を「守り」「育む」意識の高揚を図る。

【数値目標（荒尾市地域公共交通総合連携計画）】

	基準値	目標値（H29）
公共交通機関の利便性に関する満足度	7.2%（H22年度）	15%
地域公共交通（市域路線バスなど）利用者数	26万人（H23年度）	23.8万人

(2) 事業の効果

高齢化率が高く、農村集落が点在する「平井地区」及び「府本地区」では、予約型乗合タクシーが運行することで、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線である桜山玉名線と、支線である八幡台線をはじめとした市内バス路線や予約型乗合タクシーが連携することで、玉名市・荒尾市両市の地域間の移動や市内の移動がスムーズとなり、効率的な運行体系及び乗継ぎが実現できる。さらには、市民の外出促進や地域活性化にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

なお、荒尾市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

産交バス（株）、（有）荒尾タクシー、平和タクシー（有）、（有）有明タクシー

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

7. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

該当なし

8. 別表1の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
別添資料3を添付

15. 利用者等の意見の反映状況

- ・荒尾市地域公共交通活性化協議会（全委員 38 名：地域住民代表として 12 名、他に荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会連合会、荒尾商工会議所、一般社団法人荒尾市観光協会などの団体の代表者も参画）にて本計画に関する議論を行った。
- ・「荒尾市地域公共交通総合連携計画」の策定に当たっては、市内 12 か所において地域座談会を開催し、市民全体の公共交通に関する意見や要望を集めるとともに、市内路線バスにおける乗降調査やバス利用者の意見聴取等も併せて行い、現状把握やニーズの把握に努めた。また、当該計画（案）については、パブリックコメントを実施している。

16. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	熊本県 交通政策・情報局 交通政策課 熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 維持管理調整課
関係市区町村	荒尾市 総務部 政策企画課、荒尾市 建設経済部 土木課
交通事業者・交通施設管理者等	産交バス（株）、西鉄バス大牟田（株）、（有）荒尾タクシー、（有）有明タクシー、（有）みつわタクシー、（有）野原タクシー、平和タクシー（有）、九州旅客鉄道（有）熊本支社、熊本県バス協会、熊本県タクシー協会、西鉄グループバス労働組合、全九州産業交通労働組合、熊本県自動車交通労働組合、国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所、荒尾警察署
地方運輸局	国土交通省 九州運輸局 熊本運輸支局
その他協議会が必要と認める者	熊本大学、荒尾商工会議所、荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人 荒尾市観光協会、荒尾地区協議会、万田地区協議会、万田中央地区協議会、井手川地区協議会、中央地区協議会、緑ヶ丘地区協議会、平井地区協議会、府本地区協議会、八幡地区協議会、有明地区協議会、清里地区協議会、桜山地区協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）荒尾市宮内出目 390 番地

（所 属）荒尾市 総務部 政策企画課

（氏 名）平 山 裕 也

（電 話）0968-63-1273

（e-mail）yu.31097@city.arao.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画等既存計画が活用できる場合は、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です（ただし、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。